第明治三十五種郵便物認可日

平成２１年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市９条西15丁目８番地１
債務者　山家　雅子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２７号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡栄町63番地
債務者　平井　進一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２８号
北海道岩見沢市御茶の水町120番地６
債務者　花田　憲一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３２号
北海道岩見沢市大和１条５丁目24番地　真澄ハイツ３号室、申立時の住所北海道岩見沢市緑町５丁目２番６号
債務者　赤井澤秀雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道岩見沢市大和１条５丁目24番地　真澄ハイツ３号室、申立時の住所北海道岩見沢市緑町５丁目２番６号
債務者　赤井澤スヱ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第６６号
新潟県上越市東城町１丁目12番７号、前住所宮城県黒川郡富谷町東向陽台１丁目９番１号
債務者　黒岩　篤志
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９３号
新潟県上越市中郷区福田994番地
債務者　小島禮子こと　朴　　興禮
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２０２６号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番８－503号
白鳥パークハイツ大宝
債務者　和田　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３４号
名古屋市南区豊２丁目12番50号　南豊住宅301号
債務者　グランドピアノこと　三ツ岡由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７号
北海道阿寒郡鶴居村鶴居東４丁目17番地
債務者　小椋　　進
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号
釧路市鳥取北４丁目20番21号　昭和マンション２階
債務者　原下百合子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６０号
釧路市昭和町１丁目３番10号　北川マンション、住民票上の住所釧路市春採２丁目22番６号
債務者　山崎恵利香
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６２号
釧路市桜ケ岡５丁目19番27号
債務者　佐々木伸彦
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６３号
釧路市新富士町２丁目２番12号　竹内マンション有間千洋方、住民票上の住所北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目18番２－305号
債務者　村田　文子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６８号
釧路市鶴ケ岱２丁目８番３号
債務者　長倉久美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３６号
神奈川県藤沢市石川５丁目24番地の10　ユニティー西山102
債務者　浅沼　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部